



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

- 告示
 - 977 公文書開示の実施状況の公表 (総務学事課)..... 1
 - 978 個人情報保護条例の運用状況の公表 ()..... 2
 - 979 平成23年度地籍調査事業計画の一部変更 (地域政策課)..... 2
 - 980 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 3
 - 981 生活保護法による施術機関の指定 (福祉保健総務課)..... 3
- 警察本部告示
 - 2 一般競争入札による落札者の決定 3
- 公告
 - 都市計画の案の縦覧 (都市政策課)..... 4
- 監査公表
 - 監査公表第14号 4

告 示

和歌山県告示第977号

和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第37条の規定に基づき、平成22年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

平成23年9月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数

| 開示請求の件数 | 決 定 件 数 | | | | | |
|---------|---------|-----|-------|-----|-----|--------|
| | 開 示 | | | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 |
| | 全部 | 部分 | 計 | | | |
| 9,790 | 8,571 | 950 | 9,521 | 4 | 181 | 2 |

請求件数のうち82件は、請求取下げ

2 不服申立ての件数及びその処理状況

| 不服申立ての件数 | 処 理 状 況 | | | | | | |
|----------|---------|------|-------|-----|-----|-----|-----|
| | 全部認容 | 一部認容 | 棄 却 | 却 下 | 取下げ | 審査中 | その他 |
| 3 (3) | 0 | 0 | 1 (3) | 0 | 0 | 2 | 0 |

()の数字は、平成21年度の不服申立てで、平成22年度まで審査が及んだもの

3 公文書の開示の申出件数及びその処理状況

| 開示申出の件数 | 処 理 状 況 | | | | | |
|---------|---------|----|-----|-----|-----|--------|
| | 開 示 | | | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否 |
| | 全部 | 部分 | 計 | | | |
| 423 | 408 | 8 | 416 | 0 | 7 | 0 |

和歌山県告示第978号

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第60条の規定に基づき、平成22年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成23年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 個人情報取扱事務の登録件数

1,964件

2 保有個人情報の請求及び決定件数

(1) 開示

| 開示請求の件数 | 決 定 件 数 | | | | | |
|---------|---------|----|-----|-----|-----|----------------|
| | 開 示 | | | 非開示 | 不存在 | 存否 応答 拒否 |
| | 全部 | 部分 | 計 | | | |
| 125 | 103 | 14 | 117 | 0 | 8 | 0 |

(2) 訂正及び利用停止

| 訂正請求の件数 | 決 定 件 数 | | | | 利用停 止請求 の件数 | 決 定 件 数 | | | |
|---------|---------|----|---|-----|-------------------|---------|----|---|------------|
| | 訂 正 | | | 非訂正 | | 利 用 停 止 | | | 非利用 停 止 |
| | 全部 | 部分 | 計 | | | 全部 | 部分 | 計 | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

3 簡易開示の件数

2,172件

4 不服申立ての件数及びその処理状況

| 不服申立ての件数 | 処 理 状 況 | | | | | |
|----------|---------|------|-----|-----|-----|-----|
| | 全部認容 | 一部認容 | 棄 却 | 却 下 | 取下げ | 審査中 |
| 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

和歌山県告示第979号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成23年度地籍調査事業計画（平成23年和歌山県告示第348号）の一部を、次のとおり変更した。

平成23年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 項 目 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------|-------|---|
| 調 査 地 域 | 郡 市 名 | 海南市 |
| | 町 村 名 | |
| | 調査地域名 | 小野田 溝ノ口 棕木の一部 野上新の一部 高津 阪井の一部 大野中の一部 |
| | | 海南市 |
| | | 小野田 溝ノ口 棕木の一部 野上新の一部 高津 阪井の一部 大野中の一部 藤白の一部 |

和歌山県告示第980号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年10月24日まで縦覧に供する。

平成23年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年8月24日

2 名称

特定非営利活動法人Big Brothers and Sisters Movement 21 Space

3 代表者の氏名

大江隆之

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市小雑賀2丁目2番27号

5 定款に記載された目的

この法人は、非行少年などに対して、立ち直り支援事業などを実施し、地域住民と共に、非行や犯罪の無い明るい社会づくりの建設に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第981号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定 番 号 | 氏 名 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|----------------|--------|----------------|---------------|
| 西柔 20-23 | わかば整骨院株式会 社 | わかば整骨院 | 日高郡みなべ町芝440-23 | 平成 23.7.26 |

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第2号

和歌山県警察交通事故情報総合管理システム構築及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年9月6日

和歌山県警察本部長 山 岸 直 人

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県警察交通事故情報総合管理システム構築及び賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

- 3 落札者を決定した日
平成23年7月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECAP/NECコンソーシアム
(代表者)
NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区芝五丁目29番11号
(構成員)
日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 落札金額
94,500,000円 (うち消費税及び地方消費税の額4,500,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成23年5月31日

公 告

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成23年9月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
御坊都市計画臨港地区（日高港臨港地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
御坊市塩屋町南塩屋字富島及び字須佐ノ本
塩屋町北塩屋字中濱
名屋町三丁目
美浜町大字濱ノ瀬字上東端、字下中通及び字浜
大字田井字堀田坪
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
御坊市産業建設部都市建設課
美浜町産業建設課
- 4 縦覧期間
平成23年9月13日から平成23年9月27日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成23年7月27日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年9月6日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 藤 山 将 材
 和歌山県監査委員 服 部 一

1 監査対象事業会計及び監査実施年月日

| 監 査 対 象 事 業 会 計 | 監査実施年月日 |
|---------------------|------------|
| 和歌山県立こころの医療センター事業会計 | 平成23年7月27日 |
| 和歌山県工業用水道事業会計 | 〃 |
| 和歌山県土地造成事業会計 | 〃 |

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県立こころの医療センター事業会計

(ア) 事務用パソコン再リースに伴う保守業務契約において、委託契約書の一部に当事者の表示及び引用条項の記載誤りがあるので、適正に対処されたい。

(イ) 週休日に勤務し、代休を取得した場合の超過勤務手当で、週38時間45分超であるのに、25/100の手当が支給されていないものがあったので、適正に計算し追給されたい。

(ウ) 医業収益の過年度未収金については、平成22年度末で約2,967万円となり、前年度に比し、約31万円減少している。今後も、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」により、新規の未収金発生防止を図るとともに、一層の未収金整理に努められたい。

イ 和歌山県土地造成事業会計

保有土地の販売については、御坊工業団地で62,629㎡、橋本工業団地で17,131㎡など合計90,924㎡の売却を行い努力されているが、平成22年度末現在、未処分地が575,138㎡（事業用借地権設定契約部分68,987㎡を含む。）となっているので、今後とも早期の土地処分について努力されたい。

(3) 検討事項

和歌山県土地造成事業会計

会計の実体をより明確にする意味で、資産価額の時価評価について早急に検討されたい。

(4) 上記以外の事業会計について、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。